

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）からのメール情報 第116号
2021. 2. 24

各位

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）

時下益々ご清栄のことと存じます。

日頃より地域農政の推進に格段のご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

農政に関するメール情報を以下のとおり配信いたします。

皆様の地域の農業を元気にする取組に、少しでもお役に立てば幸いです。

～～今回お知らせする情報～～

- ☐ 種苗法改正により登録品種の表示が義務化されます
- ☐ 令和２年度近畿地域未来につながる持続可能な農業推進コンクール
- ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐
- ☐ 種苗法改正により登録品種の表示が義務化されます

努力義務であった「登録品種である旨」の表示、法改正で新たに設けられた輸出の制限及び栽培地域の制限がある場合の表示が、令和3年4月1日から法的義務となり、違反者には10万円以下の過料が課せられる場合があります。

詳細につきましては下記 URL をご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-26.pdf>

【問い合わせ先】

食料産業局知的財産課種苗室種苗企画班

代表：03-3502-8111（内線 4288） ダイヤルイン：03-6738-6443

○ 令和２年度近畿地域未来につながる持続可能な農業推進コンクール

農林水産省は、農業生産活動の持続性を確保するため、農業の自然循環機能を生かし、農業生産に由来する環境への負荷を低減する取組として、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進するとともに、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等の持続可能性を確保するための一連の取組である GAP（※）を推進しています。

この一環として、持続可能な農業の確立を目指し、意欲的に経営や技術の改善等に取り組んでいる農業者等を GAP 部門、有機農業・環境保全型農業部門に分けて表彰しています。

この度、令和２年度の農林水産大臣賞（各１点）及び生産局長賞（各３点）が決定されました。

また、近畿農政局は、近畿地域における優れた取組を行う生産者に対し、近畿農政局長賞及び近畿地域環境保全型農業推進連絡会議会長賞の受賞者を選定しています。

(※) GAP (Good Agricultural Practices : 農業生產工程管理)

詳細については以下の URL をご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/kinki/press/kankyo/210219.html>

【問い合わせ先】

近畿農政局生産部生産技術環境課

代表：075-451-9161（内線 2375、2373） ダイヤルイン：075-414-9722



メール情報の配信停止・配信先変更ご希望の方は、その旨を記載し、このメールに返信願います。

